

社会福祉法人南台五光福祉協会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

ア 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

ア 障害福祉サービス事業の経営

イ 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人南台五光福祉協会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市及び浦安市（以下「5市」という。）の協定に基づき、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県鎌ヶ谷市中沢字南台311番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員14～16名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任

委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員に対して、各年度、一人あたりの総額が5万円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。
- 2 報酬の支給の基準等は、別に定める役員等報酬規程に定める。
 - 3 評議員には費用を弁償することができる。
 - 4 費用の弁償の基準等は、別に定める費用弁償に関する規程に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) 事業計画及び収支予算
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 公益事業に関する重要な事項
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員の内、議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 13～15名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、法人の業務を掌理する。
 - 5 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。また、常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分之一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の

状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、各年度、一人あたりの総額が5万円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 報酬の支給の基準等は、別に定める役員等報酬規程に定める。
- 3 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 4 費用の弁償の基準等は、別に定める費用弁償に関する規程に定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者相談支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人南台五光福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告等に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は昭和59年10月 2日から施行する。
- 2 昭和60年 5月29日一部改正 施行（基本財産の増加）
- 3 平成 1年 5月29日一部改正 施行（基本財産の増加）
- 4 平成 2年 2月26日一部改正 施行（「厚生大臣」を「千葉県知事」に変更）
- 5 平成 3年 2月22日一部改正 施行（第6条に第2項を加える）
- 6 平成 6年 2月10日一部改正 施行（定款準則改正に伴う改正）
- 7 平成 7年 2月 8日一部改正 施行（定款準則改正に伴う改正）
- 8 平成 9年 2月18日一部改正 施行（基本財産の増加）
- 9 平成10年 2月 9日一部改正 施行（やまぶき園の設置及び準則の改正にする）
- 10 平成10年10月15日一部改正 施行（第17条第2項を第3項に繰下げ第2項を加える）
- 11 平成10年10月15日一部改正 施行（基本財産の増加）
- 12 平成11年 2月 5日一部改正 施行（精神薄弱者の用語の整理のための関係法律の一部改正に伴う改正）
- 13 平成11年 5月26日一部改正 施行（目的の増加）
- 14 平成12年10月23日一部改正 施行（基本財産の増加）
- 15 平成15年 2月 7日一部改正 施行（目的の増加及び定款準則改正に伴う改正）
- 16 平成15年10月27日一部改正 施行（利用契約制度への移行及び定款準則改正に伴う評議員会の設置等）
（経過措置）この定款の施行の日以後最初に委嘱された評議員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成16年10月24日までとする。
- 17 平成16年10月21日一部改正 施行（副理事長・常務理事職の設置）
- 18 平成18年 2月13日一部改正 施行（定款準則改正に伴う改正）
- 19 平成18年10月24日一部改正 施行（法改正施行に伴う改正）
- 20 平成20年 2月19日一部改正 施行日は、県の認可日とする。
- 21 平成22年10月20日一部改正 施行日は、県の認可日とする。
- 22 平成24年 2月 1日一部改正 平成24年 4月 1日施行（法改正施行に伴う改正）
- 23 平成24年 5月23日一部改正 平成24年 4月 1日施行（法改正施行に伴う改正）

- 24 平成25年 5月21日一部改正 平成24年 7月11日施行（基本財産の増加）
- 25 平成26年 2月 7日一部改正 平成26年 4月 1日施行（第1条第1項
第3号の削除等）
- 26 平成26年 5月20日一部改正 平成26年 4月 1日施行（法改正施行に伴
う第1条（2）の一部改正及び土地の別表
「基本財産」記載）
- 27 平成27年 2月 6日一部改正 平成27年 2月 6日施行（役員、評議員の報
酬等を規定する）
- 28 平成27年 5月22日一部改正 平成27年 4月 1日施行（公益事業「知的障
がい者緊急時支援事業」を追加及び別表中、
寄附行為によるもくせい園土地面積の減、
もくせい園男性棟を建物に追加）
- 29 平成28年 2月 9日一部改正 平成28年 4月 1日施行（定款準則に準ず
る為、公益事業の記述を改正、別表「基本
財産」中、土地の記述を改正）
- 30 平成28年10月21日一部改正 平成29年2月に開催される理事会終了後より
施行するものとする。但し、第17条の規
定については、同時に削除するものとし、
以下1条ずつ繰り上げる。
- 31 平成29年2月8日全部改正 平成29年4月1日施行
千葉県認可日 平成29年2月20日（社会福祉法の改正に準ずる為の全部改正）
- 32 平成29年6月26日一部改正 平成29年4月1日施行
千葉県認可日 平成29年7月31日（別表中、建物に「おおはし園」を加える）
- 33 平成29年7月6日一部改正 平成29年4月1日施行
千葉県認可日 平成29年8月24日（別表中、土地を道路用地として寄附）
- 34 平成30年2月8日一部改正 平成30年2月8日施行
千葉県認可日 平成30年4月16日（租税特別措置法第40条の特例を受ける
ための一部改正他）
- 35 平成31年2月6日一部改正 平成31年3月31日施行
千葉県届出日 平成31年 4月 9日（別表中、鎌ヶ谷市共同生活援助事業所
用地を加える）
- 36 令和2年2月4日一部改正 令和元年12月1日施行
千葉県届出日 令和2年3月30日（別表中、建物に「ききょう」を加えると共に
基本財産の記述を整理する）
- 37 令和3年2月17日一部改正 令和3年4月1日施行
千葉県届出日 令和3年3月16日（公益事業「知的障がい者緊急時支援事業」
を削除し、「障害者相談支援事業」を追加す
る）
- 38 令和3年8月30日一部改正 令和3年8月30日施行
千葉県届出日 令和3年9月9日（役員等の報酬を別に定める役員等報酬規程に定

めるものとした)

39 令和4年2月16日一部改正 令和4年4月1日施行

千葉県届出日 令和4年4月12日 (別表中、もくせい園及びやまぶき園の土地合
筆登記をすると共に、建物の表題変更登記等
を行う)

別 表

基 本 財 産

1. 定期預金 金 5,000,000円 (出資金)

2. 【もくせい園】

 【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積	用 途
鎌ヶ谷市中沢字南台	308番1	山 林	57m ²	障害者支援施設 もくせい園の敷地
鎌ヶ谷市中沢字南台	309番1	山 林	69m ²	
鎌ヶ谷市中沢字南台	311番1	山 林	8,505m ²	
合 計	3筆		8,631m ²	

 【建 物】

種 類	所 在	家屋番号	構 造	床面積
障害者支援施設 もくせい園 (養護所)	鎌ヶ谷市中沢字南台 311番地1	311番1	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 一部ブロック造 平家建	2143.24m ²
障害者支援施設 もくせい園 (作業所)	鎌ヶ谷市中沢字南台 311番地1	311番1の2	鉄骨造カラー鉄板 瓦葺平家建	311.04m ²
障害者支援施設 もくせい園 (療護所)	鎌ヶ谷市中沢字南台 311番地1	311番1の3	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	722.18m ²

3. 【やまぶき園】

 【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積	用 途
市川市奉免町	180番2	雑種地	299m ²	障害者支援施設 やまぶき園の敷地
市川市奉免町	191番2	雑種地	6,124m ²	
合 計	2筆		6,423m ²	

 【建 物】

種 類	所 在	家屋番号	構 造	床面積
障害者支援施設 やまぶき園 (養護所)	市川市奉免町 191番地2	191番2	鉄筋コンクリート 鉄骨造陸屋根 3階建	4376.47m ²

4. 【おおはし園】

【土地】

所在	地番	地目	地積	用途
松戸市大橋字南台畑	662番4	雑種地	874㎡	生活介護事業所 おおはし園の敷地
合計	1筆		874㎡	

【建物】

種類	所在	家屋番号	構造	床面積
生活介護事業所 おおはし園 (養護所)	松戸市大橋字南台畑 662番地の4	662番4	鉄骨造陸屋根 2階建	782.36㎡

5. 【地域支援部】

【土地】

所在	地番	地目	地積	用途
鎌ヶ谷市初富字二本松	136番39	宅地	396㎡	共同生活援助事業所 もくせい園の敷地
合計	1筆		396㎡	

【建物】

種類	所在	家屋番号	構造	床面積
共同生活援助事業所 もくせい園 (グループホーム)	鎌ヶ谷市初富字 二本松 136番地39	136番39	木造スレート葺 平家建	201.43㎡
共同生活援助事業所 やまぶき園 (寄宿舎)	市川市若宮三丁目 262番地	262番	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	387.97㎡